

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会
取りまとめ骨子

平成27年2月9日
法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会

活動領域取りまとめ骨子について

「法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。」(「法曹養成制度改革の推進について」平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定)

これまでの議論の骨子を集約

国・自治体・福祉等

現状

自治体で常勤職員として勤務する法曹有資格者：48自治体で62名(平成25年10月)
→ 63自治体で85名(平成27年1月)
国の機関における法曹有資格者である任期付公務員数：47名(平成18年) → 335名(平成26年)
※原賠センターに勤務する202名を含む。

取組

国・自治体：日弁連自治体等連携センターによる各種の行政連携の取組
政策法務等の分野への活動領域拡大のための周知・広報 等
福祉：弁護士会の高齢者・障がい者支援センター等による活動、福祉機関と連携した法的支援の取組等
充実した総合法律支援の在り方の検討 等

課題と対応

国・自治体：法曹有資格者の有用性の浸透が不十分→周知・広報活動等により法曹有資格者の活用を促進
自治体等の多様なニーズに対応できる体制づくり
福祉：福祉に関する問題を包括的に解決する体制が不十分→福祉機関等とのネットワーク構築の推進
福祉の分野の経験豊富な弁護士の養成・確保

展望

引き続き法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた方策の検討を継続していくことにより、
国・自治体：法曹有資格者の有用性の認識の浸透が進む→政策法務等の分野を含めて様々な形での行政における役割増大へ。
福祉：福祉機関等とのネットワーク構築→福祉に関する問題を包括的に解決する担い手として役割増大へ

企業

現状

企業内弁護士数：68社123名(平成17年5月)→619社1179名(平成26年6月) 直近では年間200名以上

取組

ひまわりキャリアサポートセンターの設置、ひまわり求人求職ナビの利用企業の分析、改善等
司法試験合格者等を対象にした就職説明会、セミナー等の開催。また、企業向けに企業内弁護士の活用の在り方に関する情報提供 等

課題と対応

企業内弁護士の職務の多様化(専門的知見を活用する業務から企業戦略に関与する業務まで)に対応できるよう、企業側のニーズの把握や、企業側、法曹有資格者側双方への適切な情報提供の拡充

展望

ニーズと人材の引き合わせにより、企業で活動する法曹有資格者の役割は今後引き続き増加。中長期的には、教育・研修の取組を通じ、この分野における法曹有資格者の活動領域の一層の拡大を期待

海外展開

現状

アジア新興国における日系企業の拠点数：37,455か所(平成21年) → 42,267か所(平成25年)
→ 日本企業や邦人の直面する法的リスクも増加

取組

法務省における法曹有資格者による海外現地調査委託、中小企業海外展開支援弁護士紹介制度を始めとする、日本弁護士連合会における海外展開プログラム 等

課題と対応

「大規模事務所による大企業への法的サービス」から裾野を広げる必要
→ 日本の企業等の海外展開の際に直面する法的リスク回避のため、具体的な類例を分析し、企業に対して情報提供する等の取組を通じ、弁護士の活用促進
在留邦人の法的支援の拡充の必要 → 日本の法曹有資格者へのアクセス改善等の取組の推進

展望

大規模事務所のみならず、中小規模の法律事務所、更には企業内弁護士等の多様な形で、日本の企業等の海外展開を法的に支援。より多くの法曹有資格者が、国際分野の法的支援に従事することを期待。

(国・自治体・福祉等分科会関係)

これまでの取組

国・自治体・福祉の各分野について、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けて、各分野における法曹有資格者に対するニーズを把握するとともに、そのようなニーズに対する対応として、ニーズに見合う人材を養成・確保し、これらを効果的に引き合わせるための方策の試行的な取組が行われてきた。

例えば、日本弁護士連合会においては、自治体等連携センター等を通じて、自治体におけるニーズ等の把握を目的としたアンケート調査、各地でのシンポジウムの開催、弁護士会における行政連携メニューの作成等連携体制の整備、任期付公務員に関するセミナーの開催といった、自治体等との連携を図る各種の取組を進めてきた。また、政策法務や公金債権回収、包括外部監査等、これまで法曹有資格者の活動の広がりが十分でなかった分野については、専門の部門を設けて、セミナーやシンポジウムを開催するほか、具体的な支援も進めてきた。

福祉の分野において、法務省は、別に有識者による検討会を開催し、充実した総合法律支援の在り方の検討を進めてきた。また、本分科会における議論の中でも、福祉関係の専門職らによる被援助者支援のネットワークに弁護士が関与することの有為性が指摘されてきたところであり、このようなニーズに応えるという観点から、各弁護士会に設置された高齢者・障がい者支援センター等による電話相談や出張相談等（ひまわりあんしん事業）が行われているほか、子どもや貧困に関する分野においても、各弁護士会における種々の取組が実施されている。また、弁護士会や法テラスも、福祉機関と連携の上、自ら法的援助を求めることができない高齢者・障がい者等に積極的に働きかけ、その法的問題を含めた総合的な解決を図る取組（いわゆる「司法ソーシャルワーク」）の実践を進めているところである。

以上のように、まず、自治体との関係では、各地の弁護士会による行政連携の取組が進められることを通じて、自治体のニーズの把握やそれへの対応が、徐々にではあるが着実に進められている。さらに、これまで法曹有資格者の活用が十分でなかった政策法務の分野においても、自治体に対し特定のテーマでの条例制定や条例にもとづく行動計画の策定といった具体的な支援を行うなかで、そのニーズの把握とそれへの対応が一定程度進んだと言える。また、福祉分野においても、多くの弁護士会で実施されている様々な法的支援の取組や、今般新しくスタートした試行的な取組を通じ、各分野のニーズを把握し、それに対応することが進められている状況にある。

課題と対応策

国・自治体・福祉の各分野において法曹有資格者の活用の動きが広がること

は、広く、国民・市民の権利擁護に資するものであり、また、効率的で質の高い行政運営の確保・実現等の効用があると言える。他方、その活用の広がりに限定的である現状を踏まえると、今後更にこれらの分野で法曹有資格者が活動領域を拡大するためには、これまでの取組を通じて見えてきた課題に対し、適切な対応策を講じる必要がある。

まず、自治体について見ると、政策法務や公金債権回収、包括外部監査といった、今後法曹有資格者の活動の広がりが一層期待される分野については、日本弁護士連合会や各地の弁護士会において、シンポジウムの開催等の周知・広報活動は未だ十分に浸透しているとは言い難い。そこで、今後は、これらの取組に加えて、自治体に対する個別の働き掛けなどを通じ、法曹有資格者と自治体に対し、法曹有資格者の活用促進を促す必要がある。また、国の機関については、これまで法曹有資格者の能力が十分活用されていなかった機関におけるニーズの把握や、把握したニーズに対応できる人材の確保といった取組を更に推進する必要がある。

また、日本弁護士連合会や各地の弁護士会において、法曹有資格者の活用をする自治体に人材が適切に供給されることにとどまらず、当該自治体での任用をきっかけに、法曹有資格者が当該自治体内でキャリアを積み上げる、あるいは任期終了後にその経験をいかして間断なく次の活動の場を得られるような体制整備を含め、自治体等の多様なニーズに的確に対応できる体制作りに向けた検討を進めるべきである。それと同時に、国・自治体においても、こうした日本弁護士連合会や各地の弁護士会の取組を踏まえ、法曹有資格者の活用を積極的に検討することが望まれる。なお、その際の法曹有資格者の活用の在り方としては、常勤、非常勤、顧問あるいは案件ごとの関与などといった多様な方法が検討されるべきである。

福祉の分野では、高齢者・障がい者等の抱える問題を、福祉機関等の関係各機関と連携し、福祉に関わる問題を法的問題も含めて包括的に解決する体制作りを急ぐ必要がある。そこで、日本弁護士連合会や各弁護士会等において、福祉に携わる専門職のネットワークに積極的に関与するとともに、国、自治体、福祉機関等がこれと連携し、高齢者や障がい者が抱える法的問題に弁護士が関与する機会をこれまで以上に増やすこと及びこのような経験を研修その他の方法により組織的に共有すること等の取組を通じ、高齢者や障がい者が抱える法的問題の実情に通じた弁護士の養成・確保を進める必要がある。また、子どもや貧困等の分野についても同様に、その問題の実情を理解した弁護士の養成・確保を進めていくことが肝要である。

このほか、法曹有資格者が、現在のプロセスとしての法曹養成制度全体の中で、更には法曹となった後の様々な研修の機会等において、このような分野に対応できるだけの知見を獲得できるような環境を整備していくことも必要とな

る。

以上のような取組を通じ、国や自治体が、行政運営の効率化等の責務を果たすためには、法曹有資格者を活用することが有用であるという認識を浸透させ、もって、国や自治体等において、国民にとって真に必要な法的支援を持続的に提供できるよう、その担い手である法曹有資格者を職員として採用し、あるいは弁護士、弁護士会との連携を深めるなどの方法によって、弁護士等を活用するべく、必要な体制を整備していくことが重要である。

今後の展望・方向性

以上のような取組や、課題に対する対応策を講じることにより、国・自治体・福祉の各分野において、法曹有資格者が、国民・市民の権利利益を擁護するべく、その活動領域を拡大することが想定される。

自治体行政の分野については、日本弁護士連合会が本格的に取り組んでいる自治体等との連携の取組が拡充することにより、法曹有資格者の活用が一層広がり、政策法務や公金債権回収、包括外部監査等、これまで法曹有資格者の活動の広がりが十分でなかった分野を含め、その役割が大きくなっていくと想定される。また、福祉の分野、特に高齢者・障がい者に対する福祉に関する分野については、日本弁護士連合会や各地の弁護士会と自治体や福祉機関等との連携がより緊密になることにより、被援助者の問題解決のためのネットワークに弁護士がこれまで以上に参画できるようになり、その結果として高齢者・障がい者が有する潜在的なニーズを把握し、法曹有資格者による救済に結びつけることができるようになると言える。

中長期的には、これまで国や自治体等で職務に従事した法曹有資格者の実績を踏まえたキャリアパスが定着することにより、自治体における常勤職員の採用の促進につなげるとともに、市民相談や紛争解決といった従来から弁護士が活用されていた分野だけでなく、政策法務や福祉行政等の分野においても、それぞれの自治体の規模やニーズに応じて、常勤職員、非常勤職員、更には顧問のような形での関与というように、様々な形で弁護士が自治体運営の一角を担うようになることが期待される。これと同様に、国の機関への任用促進に向けた取組も、進めていかなければならない。

福祉の分野では、法曹有資格者の果たすべき役割に関する認識の共有が、福祉に携わる関係機関の間で深まることで、弁護士が福祉の問題を解決するためのネットワークの一翼として位置付けられるようになれば、超高齢・少子社会を迎える現在の社会構造の中で、今後とも増加していくことが想定される福祉に関わる問題を、法的問題を含めて包括的に解決するべく、法曹有資格者が今まで以上に活用されていくことが期待される。

以上のような取組を推進し、今後とも法曹有資格者の活動領域の拡大の方策

を検討するには、自治体行政の経験者や福祉関係者等の有識者や関係省庁、自治体等が相互に綿密に意思の疎通を図り、連携を深めていくことが有用であると考えられる。ことに、真に国民にとって必要な法的支援に向けた基盤整備の進捗状況を検証していく必要性は高い。

(企業分科会関係)

これまでの取組

本分科会においては、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けて、法曹有資格者に対するニーズを把握するとともに、このようなニーズに対する対応として、ニーズに見合う人材を養成・確保し、これらを効果的に引き合わせるための試行的な取組を行ってきた。

日本弁護士連合会においては、本分科会の設置後、法律サービス展開本部にひまわりキャリアサポートセンターを設置して、企業における弁護士の活動領域の拡大に取り組んでいく体制を整備した。

そして、ニーズの把握については、ひまわり求人求職ナビの利用企業の分析等を実施してきた。また、ニーズを基に弁護士の採用に関心を持つ企業数の拡大に向け、日本弁護士連合会において企業向け広報ツールの検討・改訂作業を行っているほか、弁護士会を含めた関係機関により、各種の弁護士の採用に関する情報提供会等が実施されている。このような取組を通じて、企業における法曹有資格者に対するニーズには様々なものがあることが確認された。

ニーズに対する対応として、ニーズに見合う人材をどのようにして養成・確保していくのかという点については、法科大学院において企業法務部や企業内弁護士の活動の実際を学修する講座が開設され、その検証結果を踏まえて、モデルカリキュラムの策定に向けた意見交換が行われているほか、弁護士登録後に関しても、日本弁護士連合会において、企業内弁護士向けの研修会が実施されるなどしている。

ニーズに対する対応として、ニーズと人材をどのようにして効果的に引き合わせるのかという点については、日本弁護士連合会において、ひまわり求人求職ナビの改善に取り組んでいるほか、日本弁護士連合会等により、司法試験合格者などを対象とした就職説明会、セミナー、ガイダンス等の開催や、弁護士を採用しあるいは今後採用を考えている企業を対象にした、企業内弁護士の活用方策に関する情報提供も行われている。

課題と対応策

企業における法務の多様化に伴い、企業における弁護士の活用の在り方は多様化している。企業内弁護士は、経験や能力に応じた多様なレベルに分かれており、また、職務内容についても、法律家としての専門的知見を提供する業務を行う者や、会社の指揮命令系統に関与する者もいる。活用の形態も、常勤だけではなく、非常勤や出向の形がある。そして、企業が弁護士に求める素養や能力は、コミュニケーション能力やビジネスへの関心など会社組織で働くことに関するものは当然として、これに加え、企業活動のグローバル化に伴い、国

際的な法的知識や語学力など、多岐にわたる。このように、企業におけるニーズには様々なものがあることが、本分科会における取組を通じて確認された。

したがって、今後の対応策としては、まず、ニーズの把握に関して、今後の企業活動やそれに伴う法務の動向を注視しつつ、ひまわり求人求職ナビ利用企業に対するヒアリング等を通じて、様々なニーズの状況を的確に把握することに引き続き努める必要がある。その上で、弁護士を採用に関心を持つ企業数の拡大については、上記のような様々な企業の法的需要に対応する形で弁護士を活用する有用性を、企業に対する情報提供会等の様々な手段を活用して更に周知を進め、地域的にも拡大していくことが重要である。

ニーズに対する対応という点では、上記のとおり、企業側のニーズが様々であり、求められる法曹人材の在り方も多種多様であることを踏まえて、ニーズを類型化分析することを通じて、これに対応する人材の養成・確保の方策を探っていくことが重要であり、具体的には、法科大学院段階や弁護士登録後の継続教育の場面で必要なプログラムを検討・発信することが重要である。また、ニーズと人材の効果的な引き合わせという観点では、弁護士会等の団体が、企業・弁護士等の双方に対し、適切な情報提供を行うことが重要である。

なお、企業による弁護士の活用は、その法的需要や事業規模により企業内弁護士という形以外の方法もあり得ることに留意することが求められる。

今後の展望・方向性

まず、現在日本弁護士連合会が取り組んでいるひまわり求人求職ナビの改善や、弁護士の採用に関する情報提供会、就職説明会、セミナー、ガイダンス等、情報提供の機会が拡大していくことを通じて、ニーズと人材の効果的な引き合わせが実現していくことにより、企業内弁護士の数が増加し、企業で活動する法曹有資格者の役割が今後引き続き拡大していくことが予想される。

また、中長期的には、的確なニーズの把握と、これに対応する形で、法科大学院での教育や弁護士登録後の継続教育等が行われることなどを通じて、企業で活動する能力と意欲を持った法曹有資格者が増加していくことで、この分野を担う法曹有資格者の活動領域の一層の拡大につながっていくことが期待される。

以上のような取組を推進するとともに、活動領域の拡大に向けた今後の検討の在り方については、法曹養成制度全体の検討の枠組みの中での位置付けも踏まえて、例えば、企業関係者その他の有識者や関係省庁等の参画を得たり、他の分科会と成果を共有するような形をとるなどの方策を検討していくことが有用である。

（海外展開分科会関係）

これまでの取組

海外展開の分野における法曹有資格者に対するニーズを把握するとともに、そのようなニーズにいかに対応するか、という観点から、これまで各種の試行的な取組が行われてきた。

まず、ニーズの把握に関する取組につき、法務省では、当該国の法制度や法執行の状況のみならず、現地在外公館等の協力も得て、現地に進出している日本の企業や在留邦人の直面する法的ニーズの実情につき、法曹有資格者による現地調査を委託する取組を行っている。日本弁護士連合会では、法律サービス展開本部に国際業務推進センターを設置して、海外展開を考える中小企業、在留邦人及び在日外国人などが抱える国際的な法律問題に対する支援体制を強化する取組、涉外対応力のある弁護士の育成支援及び国際機関への弁護士の登用推進等の総合的な海外展開プログラムを推進している。その一環として、海外展開に取り組む中小企業を対象に、涉外法律業務の実績ある弁護士による法的支援を提供する海外展開支援弁護士紹介制度を開始し、一定の実績を挙げているほか、アジア地域への日本の弁護士のサービス提供体制を考案する、アジア担当嘱託弁護士を採用して、在外公館、ジェトロの在外事務所等との情報共有や各種連携を模索するなどの取組を進めている。

上記に加えて、把握したニーズへの対応に関する取組として、法務省は、政府全体として日本企業等の国際進出を促進するため、官民連携を含む諸施策の推進を目的とする、「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」に構成員として参加し、日本企業等の海外進出支援に関する施策の情報共有や、連携が可能なものについてはその体制構築を目指した検討を行っている。また、日本弁護士連合会は、上記海外展開支援弁護士紹介制度の運用にあたり、経済産業省、外務省が主導する「海外展開一貫支援ファストパス」制度に参加している。以上のような取組に加えて、このようなニーズに対応できるような法曹有資格者を養成・確保するために、一部の法科大学院において、国際的な法律業務に対応するための基礎を学ぶための講座を設置し、法曹有資格者にも開放しているほか、日本弁護士連合会等においても、各種の研修等の取組を行っている。

課題と対応策

我が国の成長戦略の一環として、特に新興国市場への進出がうたわれている。また、地方創生の推進のためには、地方の企業が、それぞれの強みをいかして、

海外における市場を開拓していくことも肝要である。このような潮流の中で、日本の企業等が海外に展開するに当たって直面する法的ニーズを法曹有資格者が積極的に把握するとともに、そのようなニーズを開拓していくためには、これまで「大規模事務所から大企業への法的サービスの提供」という枠組みにとどまっていたものから裾野を広げ、事業規模の小さい企業等にも焦点を当てることが必要である。具体的な支援の方策は、企業等のニーズに応じて多様であるため、類型ごとに、日本の法曹有資格者が、各国ごとに異なる法制度の枠組みの中で、日本の法曹有資格者ならではの法的サービスとしてどのようなことができるのかを、できる限り具体的なイメージを持てるように整理し、これを、商工会議所等を通じて、中小企業を含め、海外展開を考える事業者に幅広く提供する取組が必要である。

また、特に中小企業を始めとする我が国の企業の中で、海外展開に当たっては、国内での企業活動に比して法的リスクが格段に高まるにもかかわらず、そのリスク回避のために弁護士を活用するという認識が十分広まっていないという問題がある。そこで日本の企業が、海外に展開する際、直面する可能性のあるリスク回避のために、国際的な分野に対応能力のある弁護士から法的支援を受けやすくする仕組みを構築する必要がある。これとともに、各法科大学院などにおいても、国際的な分野において活躍できる法曹有資格者を養成・確保するための取組を並行して進めていく必要がある。

このほか、在留邦人支援の局面においても、日本の法曹有資格者の活用が求められるが、この分野に従事する法曹有資格者は必ずしも多いとは言えないのが現状である。そこで、在留邦人支援の分野においては、企業支援との性質の違いに留意しつつ、在外公館等との連携の在り方や、各分野について専門性を備えた現地法曹へのアクセス及び海外からの日本の弁護士へのアクセス改善等の問題も併せて検討する必要がある。

今後の展望・方向性

国際社会のグローバル化が進むのに伴い、大企業のみならず、中小規模の企業等についても、直接的、又は間接的に、海外に事業を展開する機会はますます多くなってくると想定される。このような企業等に対する法的支援の在り方としては、これまでの大規模法律事務所によるものだけでなく、例えば、中小規模の法律事務所やそれらに所属する個々の弁護士及び企業内弁護士等、様々なアプローチを想定することができ、海外展開する企業や在留邦人に対する法的支援のニーズは、今後も拡大すると考えられる。また、公的機関等においても、その活動を推進する有為な人材として法曹有資格者を活用するというマインドを醸成することが必要となる。このような取組を積み

重ねることによって、国際的な法律業務に関する分野における法曹有資格者の活動領域は拡大していくことが想定される。

これに加えて、国際的な分野における業務に通じた弁護士へのアクセス改善の取組が進むことや、プロセスとしての法曹養成制度全体、更には法曹有資格者になった後の研修の機会等をもうけて、国際的な分野で幅広く活躍できる法曹有資格者の養成・確保の取組を推進することにより、中長期的には、多くの法曹有資格者が、国際的な分野における法的支援に従事することが期待される。

このような取組について、今後とも、例えば関係省庁等連絡会議の枠組みなども活用しつつ、具体的な施策の実施方針等の策定やフォローアップを行っていくことが望ましい。